

# 処 分 基 準

平成 29 年 3 月 1 日作成

法 令 名：古物営業法
根 拠 条 項：第 23 条
処 分 の 概 要：古物商等に対する指示
原権者（委任先）：岐阜県公安委員会
法 令 の 定 め：
処 分 基 準：別紙「古物営業法に基づく指示、営業停止命令及び許可の取消しの基準」のとおり。
問 い 合 わ せ 先：岐阜県警察本部生活安全部生活安全総務課営業係 (058) 271-2424
備 考：